

広島県告示第三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県福山市駅家町大字向永谷、同市駅家町大字大橋、同市駅家町大字今岡、同市駅家町大字上山守及び同市駅家町大字下山守地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
七社（二〇三一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
上山守（五二四三）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
下郷B（三五六六）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
中郷（三五六七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
中郷（三五六七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
今岡（二七三六）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
今岡（二〇九一一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
今岡（二〇六九七一一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
西谷（二〇一九）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
七社（二〇三一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
上山守（五二四三）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
下郷B（三五六六）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
中郷（三五六七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
中郷（三五六七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
今岡（二七三六）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
今岡（二〇九一一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
今岡（二〇六九七一一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
西谷（二〇一九）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の表示及び法規	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
第九條第二項に於ける	第九條第二項に於ける	第九條第二項に於ける
土砂災害防止対策	土砂災害防止対策	土砂災害防止対策
の施行令（平成三十	の施行令（平成三十	の施行令（平成三十
三年政令第八十四	三年政令第八十四	三年政令第八十四
号）で定める事項	号）で定める事項	号）で定める事項
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

大橋(五二 四一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	大橋(五二 四一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本谷川(二 三〇隣)	土石流	次の図のとおり	本谷川(二 三〇隣)	土石流	次の図のとおり
本谷(五〇 一四隣a)	土石流	次の図のとおり	本谷(五〇 一四隣a)	土石流	次の図のとおり
本谷(五〇 一四隣b)	土石流	次の図のとおり	本谷(五〇 一四隣b)	土石流	次の図のとおり
本谷(五〇 一四隣c)	土石流	次の図のとおり	本谷(五〇 一四隣c)	土石流	次の図のとおり
本谷(五〇 一四隣d)	土石流	次の図のとおり	本谷(五〇 一四隣d)	土石流	次の図のとおり
本谷(五〇 一四隣e)	土石流	次の図のとおり	本谷(五〇 一四隣e)	土石流	次の図のとおり
本谷(五〇 一四隣f)	土石流	次の図のとおり	本谷(五〇 一四隣f)	土石流	次の図のとおり
七社谷川(二 二二)	土石流	次の図のとおり	七社谷川(二 二二)	土石流	次の図のとおり
下郷川(二 三)	土石流	次の図のとおり	下郷川(二 三)	土石流	次の図のとおり
中開地谷川 (二四)	土石流	次の図のとおり	中開地谷川 (二四)	土石流	次の図のとおり
下郷川(二 五)	土石流	次の図のとおり	下郷川(二 五)	土石流	次の図のとおり
山口東谷川 (二六)	土石流	次の図のとおり	山口東谷川 (二六)	土石流	次の図のとおり
上郷川(二 七)	土石流	次の図のとおり	上郷川(二 七)	土石流	次の図のとおり
山口西谷川 (二八)	土石流	次の図のとおり	山口西谷川 (二八)	土石流	次の図のとおり
金鋼寺谷川 (二九一)	土石流	次の図のとおり	金鋼寺谷川 (二九一)	土石流	次の図のとおり
金鋼寺谷川 (二九一二)	土石流	次の図のとおり	金鋼寺谷川 (二九一二)	土石流	次の図のとおり

金鋼寺谷川 (二九―三)	土石流	次の図のとおり	金鋼寺谷川 (二九―三)	土石流	次の図のとおり
小池川(二 一五)	土石流	次の図のとおり	小池川(二 一五)	土石流	次の図のとおり
八反田川(二 一六)	土石流	次の図のとおり	八反田川(二 一六)	土石流	次の図のとおり
栗江奥谷川 (二二九)	土石流	次の図のとおり	栗江奥谷川 (二二九)	土石流	次の図のとおり
本谷川(二 三〇)	土石流	次の図のとおり	本谷川(二 三〇)	土石流	次の図のとおり
本谷川(二 三一)	土石流	次の図のとおり	本谷川(五〇 一四)	土石流	次の図のとおり
今岡(五〇 一二)	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。